



事 務 連 絡

平成25年7月12日

各政令市保健所長 } 様
各健康福祉事務所長 }

兵庫県健康福祉部健康局医務課長

医療・介護・福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いについて

標記のことについて、別添のとおり厚生労働省医政局総務課、同省医薬食品局総務課、同省雇用均等・児童家庭局総務課、同省社会・援護局総務課、同省社会・援護局障害保健福祉部企画課、同省老健局総務課及び同省政策統括官付情報政策担当参事官室から通知がありましたので、お知らせします。

なお、兵庫県医師会長、兵庫県歯科医師会長、兵庫県病院協会会長、兵庫県民間病院協会会長、兵庫県精神科病院協会会長及び兵庫県医療法人協会会長には別途通知済みであることを申し添えます。